

別紙 1

第 1 謝罪文の内容

特定非営利活動法人 **B** 様

同代表理事 **A** 様

株式会社 **I** は、平成 29 年 7 月 27 日発売の **C** 8 月 3 日号において、「元 **E** 次官が顧問 **B** 理事長に 7 千万円“横領”疑惑」との見出しの下、特定非営利活動法人 **B** 及び同代表理事 **A** が **J** からの補助金を横領しているかのような印象を読者に与える記事を掲載しましたが、このような疑いがあるとしたことは根拠に欠けるものであり、この記事により同法人及び同氏の名誉を著しく毀損し多大なご迷惑をお掛けしたことに對して、謹んでお詫び申し上げます。

(年月日)

株式会社 **I**

第 2 条件

1 **C** について

謝罪広告の大きさは、**C** の本文 1 頁の全面。

使用活字については、表題は「特定非営利活動法人 **B** **B** 及び **A** 氏に対する謝罪広告」という見出しを 30 ポイントのゴシック体とし、謝罪文本文は 16 ポイントの明朝体。

なお、(年月日) には、謝罪広告掲載の年月日を記載する。

2 日刊新聞

謝罪広告の大きさは、2 段横 9 センチメートル。

使用活字については、表題は「特定非営利活動法人 B
B 及び A 氏に対する謝罪広告」という見出しを 8 ポイントのゴシック体とし、謝罪文本文は 8 ポイントの明朝体。

以上

別紙 2

掲載新聞社

日本国において発行される

朝日新聞

読売新聞

毎日新聞

産経新聞

日本経済新聞

の 5 紙の朝刊

以上

K

K

「J」から補助金を受け、
ている公共性の高いNPO
法人ですが、理事長の公私
混同が目に余ります」
そう憤るのは、特定非営
利活動法人「B」
の内部関係者だ。

「L」中退後、M
を経てON
に入社、ON
の編集長を務めた。
「それが廃刊になり、退
社。P
とを目的に、O一年にB
の編集者時代の人脈を駆使
して、各地でフォーラムを

元E次官が顧問 理事長に七千万円

B

開いてきました。今ではA
氏は、イベントに出席す
る際も黒塗りのハイヤーを
指定するほど（同前）
顧問委員会には、元E
次官のQ氏、R
RのS氏、元T
事務次長のU氏ら、各
界の人物が名を連ねている。
「この人脈を背景に同法人
は年間約一億円の補助金
をJから受けているの
ですが、カネの流れがとに
かく不透明なんです。A
理事長は理事長報酬以外に
不当に報酬を得ている可能
性がある」（同前）
小誌は同法人の出納帳や
入金記録を入手。
これらを精査したところ
「D」なる会社に業
務委託料として、月額約五
十万円を支払っている。

（別の内部関係者）
これはNPO法人の活動
を規定する特定非営利活動
促進法違反の疑いがある。
「V」の理事長親子が、自
分達の会社に多額の業務委
託を行って背任罪になりま
したが、代表者が自分の会
社と取引する際は、公正確
保を目的に報告書に記載義
務がある」（社会部記者）
しかし、Bの報
告書に、取引先としてD
企画の記載はない。
さらに前出の関係者はこ
んな疑惑を指摘する。
「補助金の交付先は、五名
の有識者からなる審査委員
会で決まりますが、事前に
今年度の交付が欲しいと知
ったA理事長は、審査委
員への口利き工作に走っ
た」
A氏は、今年四月十八
日に出張先の北京から、同
法人の顧問格である元E
次官のQ氏にメールで窮
状を訴え、こう綴った。
（Q氏と関係の近い審査
委員に）申請を推薦してい
ただきたいのです」
それに対してQ氏は、
（審査委員に）電話しお願

いしました。サ
ポート発言の了
解をいただきます
した」と返した
「Q氏は小誌の
取材に「言うこ
とはありません」
と回答。
二日後の審査委員会では、
同法人が申請した事業が通
り、三年間で四億五千万円
の補助金交付が決まった。
一連の問題について、A
理事長を直撃すると、
「後で誰かが連絡する」と
繰り返すのみ。後日、理事
会としてこう回答した。
「Aの報酬は理事長報酬
とウェブ編集長の給与に分
け、ウェブの給与はD
D出しており、合計で上
限二千万円と決めている。
Aの能力は得がたく、報
酬が高いとは考えていませ
ん。Q氏へのメールは、し
っかり説明するという趣旨
で出された文章であり、問
題ないと判断しています」
「論より証拠」では？

B

ホームページとQ元E次官

(別紙4)

特定非営利活動促進法

(事業報告書等の備置き等及び閲覧)

第28条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3月以内に、都道府県又は
5 指定都市の条例で定めるところにより、前事業年度の事業報告書、計算書類及び
財産目録並びに年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全
員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬
の有無を記載した名簿をいう。）並びに前事業年度の末日における社員のうち1
0人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又
10 は居所を記載した書面（以下「事業報告書等」という。）を作成し、これらを、
その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、そ
の事務所に備え置かなければならない。

2 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、
役員名簿及び定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写しをいう。
15 以下同じ。）を、その事務所に備え置かなければならない。

3 特定非営利活動法人は、その社員その他の利害関係人から次に掲げる書類の
閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させ
なければならぬ。

一 事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第10条第1項第7
20 号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び第14条の財産目録、合併後当該
書類が作成されるまでの間は第34条第5項において準用する第10条第1項第
7号の事業計画書、第34条第5項において準用する第10条第1項第8号の活
動予算書及び第35条第1項の財産目録。第30条及び第45条第1項第5号イ
において同じ。）

25 二 役員名簿

三 定款等

(認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置き等及び閲覧)

第54条 認定特定非営利活動法人は、第44条第1項の認定を受けたときは、同条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、同条第1項の認定の日から起算して5年間、その事務所に備え置かなければならない。

2 認定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、第1号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して5年間、第2号から第4号までに掲げる書類についてはその作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

- 一 前事業年度の寄附者名簿
- 二 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- 三 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類
- 四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

3 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

4 認定特定非営利活動法人は、第44条第2項第2号若しくは第3号に掲げる書類又は第2項第2号から第4号までに掲げる書類若しくは前項の書類の閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。

(別紙5)

特定非営利活動促進法施行規則

(認定特定非営利活動法人がその事務所に備え置くべき書類)

- 5 第32条 法第54条第2項第3号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
 - 二 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
 - 三 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
- 10 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引
- ロ 役員等との取引
- 四 寄附者（当該認定特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等
- 15 以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
- 五 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
- 六 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
- 20 七 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
- 2 法第54条第2項第4号に規定する内閣府令で定める書類は、法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類とする。
- 25